

今なぜ市町村合併？

— 今、市町村合併が求められる理由 —

第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」の概要

(平成15年4月30日)

市町村をめぐる状況について

●厳しい財政事情

国・地方ともに厳しい財政事情の中、市町村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直しを図ることが避けられない。

●少子高齢化の進行

2030年には人口5千人未満の市町村が現在の約700団体から1千200団体近くに増加、特に小規模な市町村には深刻な影響を与え、これまでに職員や財政基盤を維持できない状態も予想される。

基礎的自治体(市町村)のあり方について

*「基礎的自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要。基礎的自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましく、可能な限り基礎的

自治体が住民に身近な事務を処理することができるようにしていくべき。

*住民サービスを担うのは行政のみではなく、住民やコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべき。

*分権型社会においては、住民自治が重視されるべきであり、その方策の一つとして地域自治組織を任意に設置することができる途を開く必要。

平成17年3月の合併特例法の期限までに行えるかぎり、自主的な合併の成果があることが必要で、国及び都道府県としても、さらさまざまな方策を展開し、自主的合併が進展するよう取組みを進めていくことが肝要である。(平成17年3月31日までに関係市町村が議会議決を経て知事へ合併申請したものは特例法の財政支援等を適用する経過措置規定を置く。)

市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴

「明治の大合併」

近代的な地方自治制度である「市制町村制」の施行に伴い、行政上の目的(教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理)に合った規模と自治体としての町村の単位(江戸時代から引き継がれた自然集落)との隔たりをなくするために、町村合併標準提示(明治21年6月13日内務大臣訓令第352号)に基づき、約300~500戸を標準規模として全国的に行われた町村合併。結果として、町村数は約5分の1に。

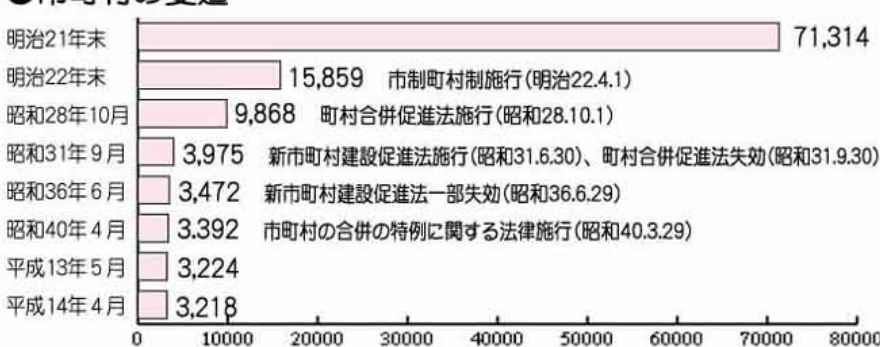
「昭和の大合併」

戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のためには規模の合理化が必要とされた。昭和28年の町村合併促進法(第3条「町村はおおむね、8000人以上の住民を有するのを標準」)及びこれに続く昭和31年の新市町村建設促進法により、「町村数を約3分の1に減少することを目標」とする町村合併促進基本計画(昭和28年10月30日閣議決定)の達成を図ったもの。約8000人という数字は、新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口。昭和28年から昭和36年までに、市町村数はほぼ3分の1に。

「平成の大合併?」

年月	市	町	村	計	備考
15年4月	677	1,961	552	3,190	1日に宮城県加美町はじめ11市町が合併により誕生

●市町村の変遷



平成17年度以降の合併推進の手法について

*新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促す。現行法のような財政支援措置は取らない。

*新法は、必要に応じて都道府県が市町村に対し合併の勧告や合意形成に関するあっせんなどを行う規定を設ける。

【包括的な基礎的自治体】

市町村の自主的判断により、旧市町村を単位とする基礎的自治体内の地域自治組織を設置できる。知事は、小規模な市町村を対象として当該市町村を単位とする地域自治組織を設置し包括的自治体を形成すべきことを勧告すること

*合併目標を明確にするため、法律に人口規模の明示することには賛否両論がある。

【事務配分特例方式】

上記のプロセスを経た後も、基礎的自治体として求められる十分な自治体経営の基盤を備えられない

(次ページへ続く)